#### 【新型コロナウイルス対策】地域企業経営支援金支給事業

中小企業・個人事業者向け支援事業

花巻商工会議所

# 地域企業経営支援金

## (令和3年度予算事業)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、 感染症対策等に取り組みながら事業継続を行えるよう、減収幅に応 じて感染対策等に係る経費を支援します。

#### 令和3年4月から令和4年3月の期間のうち、いずれか

1か月の売上が前々年同月比50%以上減少、または

<u>連続する3か月の売上が前々年同期比30%以上減少</u>している 対象業種※の中小企業者の方が対象となる支援金です。

※ 対象業種については裏面を参照してください。

#### 支援金とは?

対象期間内の連続する3か月の売上について前々年同期の売上との差額(減収額)を1事業所あたり30万円を上限として支援します。

店舗を複数経営されている場合には、1事業者当たり**150 万円**を上限として支援します。申請は1事業者1回のみとなり ます。

- ※ <u>令和2年11月から令和3年3月を対象とした支援金とは別の事業</u>です(併給可)。
- ※ 本事業は県予算を活用し、花巻商工会議所が実施します。
- ※ 詳しい内容については、7月9日以降に花巻商工会議所ホームページにて公表します。 「募集要項」を御確認ください。

#### 【 申請受付期間 】

令和3年7月12日(月)~令和4年3月31日(木) 土日祝日を除く 午前9時~午後4時(完全予約制)※混雑を避けるため必ず予約をお願い致します。

#### 【お問い合わせ・申請予約受付】

花巻商工会議所本所および各支所

●本 所:0198-23-3381 ●石鳥谷支所:0198-45-4488

●東 和 支 所:0198-42-3155 ●大 迫 支 所:0198-48-3230

※郵送でも受付い たします。但し、 書類に不備がある た場合、ご連れので たし上げますのでします。 ます。

### 【新型コロナウイルス対策】地域企業経営支援金支給事業

#### 【 対象業種 一覧表 】

【 刈	
大 分 類	中 分 類
G(情報通信業)の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H(運輸業、郵便業)の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I(卸売業、小売業)	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J(金融業・保険業)の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業(保険媒介代理業、保健サービス業を含む)
K(不動産業、物品賃貸業)	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L (学術研究、専門・技術サービス業)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
M(宿泊業、飲食サービス業)	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N(生活関連サービス業・娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O (教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育,学習支援業
P(医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R(サービス業)の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類(平成21年3月23日告示第175号(平成25年10月改定))」に基づく分類

※本支援金は、商工会議所・商工会の会員でなくても申請できます。

※本支援金は課税対象:事業所得(雑収入)となります。